

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第259回 中国政府が統一的両用品目輸出管理規制条例を公布

中国政府は長期にわたる両用（デュアルユース）品目の輸出管理規制を実施しており、従来、『核両用品及び関連技術輸出管理規制条例』『ミサイル並びに関連品目及び技術輸出管理規制条例』『生物両用品並びに関連設備及び技術輸出管理規制条例』及び『特定化学品並びに関連設備及び技術輸出管理規制弁法』などの法規により輸出を管理規制していた。10月19日、中国国務院は『中華人民共和国両用品目輸出管理規制条例』（以下『本条例』という。）を公布し、2024年12月1日から施行すると発表した。本条例の施行と同時に従来の法規は廃止される。

日系企業が対中貿易の過程で輸出規制に直面する状況も珍しくなく、本条例を理解する必要があることから、今回はその重点ポイントについて解説する。

◇中国での原料調達で日系企業が輸出規制に直面した事例

現地法人A社は日本本社が中国に設立した調達センターで、本社工場へ必要原料の一部を輸出供給していた。設立当初、A社が中国で調達し輸出していた原料に輸出規制品は含まれていなかった。しかし、国際政治情勢や市場の変化により、第三国から必要な量の某化学原料を調達し続けることが困難になり、中国国内では十分な量の同種原料を低コストで供給できることから、本社とA社は中国からの調達と輸出の可能性を検討し始めた。

調査の結果、同原料は輸出規制を受ける「第三類：化学兵器製造の主要原料となる化学品」に該当することが確認されたが、第三類化学品の範囲は非常に広く、また第一類、第二類化学品と比べ監督管理があまり厳しくないことから、輸出許可を取得し日本への輸出を実現できる可能性があったため、A社は主管商務局に輸出許可申請を提出した。申請の際、同局はかなり慎重な姿勢を示したが、A社は弁護士のサポートを受けつつ、輸出目的や本社の最終的な製品形態と特徴、用途、販売ルート、また潜在的影響やリスクなどについて全面的かつ十分な説明書類を商務局に提出し、最終的に輸出許可を取得できた。

◇本条例の注目重点ポイント

- 1、本条例は、関連する旧法規の内容を統合することにより、両用品目輸出規制の「一本化」管理体制を実現した。
- 2、両用品目輸出管理規制の具体的政策は商務部が中心となり、税関、外交部、軍事部門など複数部門と協同で制定し、国務院及び中央軍事委員会が認可する。
- 3、輸出管理規制対象はリスト制管理を採用し、商務部が関係部門と共同でリストを制定して不定期に調整を行う。制定と調整の過程では関連する企業、商会、協会などに意見を求める。日系組織、企業もこの機会を十分活用し、自社の意見を提出するべきである。
- 4、中国政府は輸出先の国と地域毎の評価結果に基づき、特定の国・地域・組織・個人に対する個別の規制措置を講じることができため、日中関係の変化が対日輸出規制の運用方法に影響を及ぼす可能性がある。

5、両用品目の輸出を希望する場合、商務部門に許可を申請する必要がある。許可には申請の手続き方法により3つの形式がある。

(1) 個別許可：単一エンドユーザーに特定両用品目の輸出を一回行う。

(2) 包括許可：単一または複数エンドユーザーに特定両用品目の輸出を複数回行う。

(3) 登録・情報記入方式により輸出許可証を取得して輸出：輸出者が輸出を行う前に毎回国務院商務主管部門に登録手続を行い、規定に従い関連情報を記入し、輸出許可証を取得して自ら輸出する。

6、両用品目のエンドユーザー及び最終用途のリスク管理制度を確立する。申請者は輸出許可申請の際、事実通りに中国政府への説明を行い、規定を厳格に遵守し執行しなければならない。

7、輸出許可証の有効期間内に輸出に関する重要事項の変更が必要な場合、輸出者は改めて許可を申請しなければならない。非重要事項の変更が必要な場合は、変更許可申請を提出しなければならない。

8、管理リスト制度を確立し、違法行為があり、国家安全への危害を及ぼすまたはテロ目的に使用する恐れがあるエンドユーザーを管理リストに組み入れ、厳格な監督管理と制限を実施する。

9、中国国外で行われる中国を原産とする両用品目に係る取引について、中国政府は経営者に対し本条例の規定に基づいて執行するよう要求することができる。

◇日系企業へのアドバイス

近年の国際政治情勢において、国家安全に対する中国政府の関心レベルが日増しに高まっていることに伴い、両用品目の輸出規制は今後一層厳しくなり、国際情勢の変化に応じ常に調整されることも予想されるため、自社の輸出業務を滞りなく展開できるよう、中国政府の最新動向を注視する必要がある。

中国総人口、23年末208万人減少=高齢化顕著に

【上海時事】中国国家統計局がこのほど出版した「中国統計年鑑2024」によると、2023年末時点の総人口が14億0967万人と、1年間で208万人減少した。出生率(人口1000人当たりの出生数)から死亡率(人口1000人当たりの死亡数)を差し引いた「自然増減率」はマイナス1.48と、前年比0.88ポイント拡大し、少子・高齢化傾向が顕著となった。

65歳以上の人口は23年末時点で2億1676万人で、全人口に占める割合は15.4%に達した。生産年齢人口に対する高齢者人口の割合である高齢者扶養率は22.5%で、生産年齢人口の4.4人が1人の高齢者を支えていることになる。



公園の一角でマージャンに興じる高齢者のグループ=3日、北京市（A F P時事）